

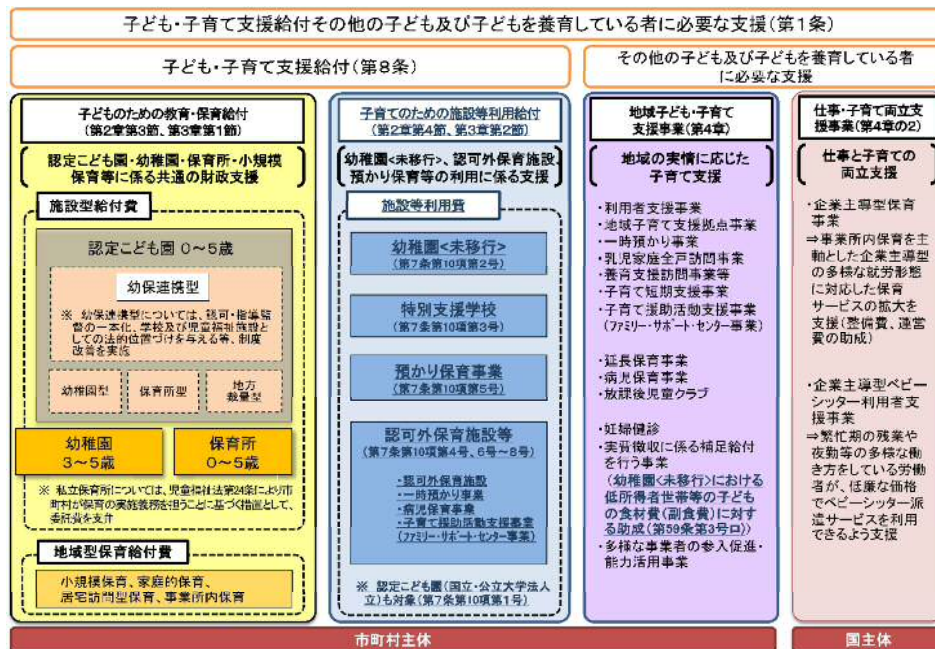
1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成27(2015)年4月、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。

令和元年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が基本理念に追加されました。子育てのための施設等利用給付が創設され、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援が行われることとなり、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。また、令和元年9月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、引き続き、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めていきます。

＜子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要＞



※内閣府ホームページより引用。下線部は令和元年5月の法改正による改正部分。

2 「量の見込みと確保方策」について

「子ども・子育て支援法」第61条の規定により、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期)を定めるものとなっています。

本市では、平成27(2015)年度からの「川崎市子どもの未来応援プラン」において、平成31(2019)年度までの量の見込みと確保方策を定め、平成29(2017)年度に実施した中間評価を踏まえて見直しを行い、平成30(2018)年度からの「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の第6章において、令和3(2021)年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

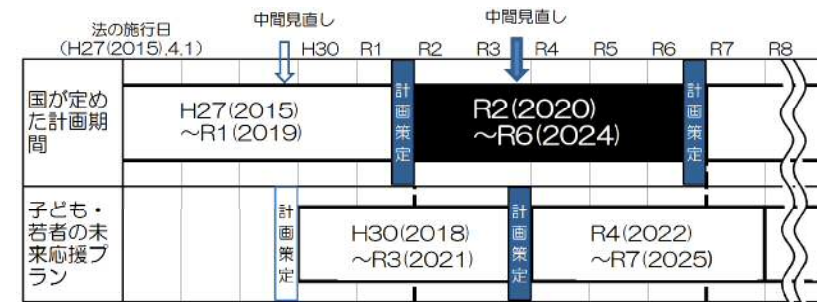
今回、計画値の見直しを行うとともに、国が定めた計画期間を踏まえて、令和6(2024)年度までの見込み値を示し、第2期子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)を策定するものです。令和3(2021)年度中には第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行うとともに、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の策定を行います。

なお、今回見直しを行う計画値は、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策や事務事業の目標値として設定しているものが含まれています。今回の計画値の見直しにあたっては、就学前児童数の実績値や、保育ニーズの高まり等最新の社会情勢の変化も反映させていることから、「川崎市総合計画第2期実施計画」の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

また、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の第6章以外において、今回見直しを行う計画値と関連する取組について定めていますが、今回見直しを行う数値等を踏まえながら、計画期間における方向性に沿った取組を引き続き進めていきます。

※ 今回の案における量の見込み及び確保方策の考え方及び数値は、今後の利用状況やパブリックコメントの意見、予算編成等の庁内調整を踏まえながらさらに精査を進め、計画に位置付けます。

＜「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係＞



3 就学前児童の将来人口推計について

(1) 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。なお、0歳児推計人口については、人口動態調査に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5歳 (1号または2号 認定に該当)	0歳 (3号認定に 該当)	1～2歳 (3号認定に 該当)	合 計
平成 31 (2019) 年度実績	40,142	13,059	27,208	80,409
令和 2 (2020) 年度	40,134	13,348	26,281	79,763
令和 3 (2021) 年度	39,368	13,302	26,053	78,723
令和 4 (2022) 年度	38,102	13,286	26,296	77,684
令和 5 (2023) 年度	37,507	13,291	26,234	77,032
令和 6 (2024) 年度	37,246	13,334	26,222	76,802
令和 7 (2025) 年度	37,459	13,415	26,268	77,142

(2) 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 31 年 3 月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成 31 年 4 月 23 日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに、量を見込みます。

＜川崎市子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査＞

- 実施時期：平成 31（2019）年 1 月 18 日から 1 月 31 日まで
- 調査数：無作為抽出により就学前の子どもの保護者 15,000 件、小学生の保護者 3,000 件
- 回収数（回収率）：就学前 8,374 件（55.8%）、小学生 1,739 件（58.0%）

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第 6 1 条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。本市においては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

(1) 教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育のニーズ割合は減少しているものの、保育のニーズ割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいます。

計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、就学前児童数の減少を見込んでいますが、それを上回る形で全体のニーズ割合の増加を見込んでいることから、増加傾向となっています。

幼児教育・保育の無償化による量の見込みへの影響については、主に無償化の対象となる 3～5 歳児は、本市ではすでに保育所や幼稚園等を利用している児童が大半を占めていることから、制度開始直後における影響は少ないものと考えていますが、制度の定着に伴う影響については、計画の中間見直しにおいて、利用実績や申請状況等を踏まえ、反映させていく予定です。

(2) 教育・保育の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかもす保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

■全市域

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号		小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		
平成 31 年度	教育保育施設、地域型保育事業	19,664	17,064	2,422	11,213	13,635	50,363
	認可外保育施設等	-	1,552	356	2,360	2,716	4,268
	合計	19,664	18,616	2,778	13,573	16,351	54,631
令和 2 年度	量の見込み	18,325	19,734	3,468	14,903	18,371	56,430
	教育保育施設、地域型保育事業	18,325	18,902	2,605	11,846	14,451	51,678
	認可外保育施設等	-	832	863	3,057	3,920	4,752
令和 3 年度	量の見込み	17,158	20,360	3,606	15,523	19,129	56,647
	教育保育施設、地域型保育事業	17,158	19,918	2,830	12,477	15,307	52,383
	認可外保育施設等	-	442	776	3,046	3,822	4,264
令和 4 年度	量の見込み	15,901	20,703	3,749	16,409	20,158	56,762
	教育保育施設、地域型保育事業	15,901	20,635	3,080	13,062	16,142	52,678
	認可外保育施設等	-	68	669	3,347	4,016	4,084
令和 5 年度	量の見込み	14,929	21,327	3,896	17,134	21,030	57,286
	教育保育施設、地域型保育事業	14,929	21,303	3,369	13,690	17,059	53,291
	認可外保育施設等	-	24	527	3,444	3,971	3,995
令和 6 年度	量の見込み	14,059	22,109	4,059	17,890	21,949	58,117
	教育保育施設、地域型保育事業	14,059	22,075	3,661	14,380	18,041	54,175
	認可外保育施設等	-	34	398	3,510	3,908	3,942
令和 7 年度	量の見込み	13,382	23,145	4,232	18,694	22,926	59,453
	教育保育施設、地域型保育事業	13,382	23,056	3,911	15,257	19,168	55,606
	認可外保育施設等	-	89	321	3,437	3,758	3,847

※平成 31 年 4 月（実績）は確保方策の実績

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対する量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和 2 年 4 月	45.7	49.2	26.0	56.7	46.4
令和 3 年 4 月	43.6	51.7	27.1	59.6	48.6
令和 4 年 4 月	41.7	54.3	28.2	62.4	50.9
令和 5 年 4 月	39.8	56.9	29.3	65.3	53.2
令和 6 年 4 月	37.7	59.4	30.4	68.2	55.5
令和 7 年 4 月	35.7	61.8	31.5	71.2	57.8

＜認定区分＞

- 1号認定
保育の必要性のない満 3 歳以上。幼稚園（施設型給付）、認定こども園（幼稚園部分）を利用。
- 2号認定
保育の必要性のある 3～5 歳。保育所、認定こども園（保育所部分）を利用。
- 3号認定
保育の必要性のある 0～2 歳。保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

(1) 妊婦健康診査

量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	- 実績と同程度の量を見込んでいるため現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 - 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 - 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

(単位：※1 年間延べ受診回数、※2 人数、※3 件数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み※1	167,595	167,407	167,466	168,020	169,035	-
確保方策※2	167,595	167,407	167,466	168,020	169,035	170,081
(参考) 推計出生数※3	13,527	13,511	13,516	13,561	13,643	13,816
(参考) 推計妊娠届出数※3	14,203	14,187	14,192	14,239	14,325	14,518

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	- こんにちには赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 - 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 - 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 - 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 70 人（平成 31 年 4 月 1 日現在） 登録訪問員登録数 858 人（平成 31 年 4 月 1 日現在） 実施機関：各区地域みまもり支援センター

(単位：訪問件数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	12,574	12,530	12,515	12,520	12,561	-
確保方策	12,574	12,530	12,515	12,520	12,561	13,018

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込みの考え方	多様な子育て支援ニーズの増加により、本事業の利用人数は増加するものと見込み、現在の実施体制になった平成 29（2017）年度以降増加傾向である利用実績と増加の見込みを踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 - 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイステイを実施します。

(単位：年間延べ利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	-
確保方策	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	3,514

(4) 養育支援訪問事業

ア 専門的相談支援（乳幼児訪問指導の実施）

量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前推計児童数をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
-----------	--

確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実等により、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。
----------	---

(単位：訪問件数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	387	399	412	425	440	-
確保方策	387	399	412	425	440	378

イ 育児・家事援助（こども家庭支援員の派遣）

量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込みますが、市内6か所の児童家庭支援センターの設置や、各区役所地域みまもり支援センターにおける相談援助の実施など、地域における様々な支援施策が充実してきていることを踏まえ、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	今後も児童虐待相談・通告件数の増加が見込まれ、要支援家庭に対してより充実した支援を行う必要があるため、要支援家庭の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

(単位：訪問件数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	68	76	84	92	100	-
確保方策	68	76	84	92	100	45

(5) 病児・病後児保育事業

量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあることから、実績等を加味して目標利用率を設定し、将来人口推計を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	- 各区1か所で事業を実施します。 - 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

(単位：年間延べ利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	7,859	8,503	9,013	9,595	10,161	-
確保方策	7,859	8,503	9,013	9,595	10,161	7,702

(6) 利用者支援事業

ア 基本型・特定制（保育所入所相談）

量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	引き続き、各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	9	9	9	9	9	-
確保方策	9	9	9	9	9	9

イ 母子保健型（母子健康手帳の交付・相談）（新規）

量の見込みの考え方	妊娠届出を受け付ける地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	引き続き、各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

(単位：実施か所数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	9	9	9	9	9	-
確保方策	9	9	9	9	9	9

(7) 延長保育事業

量の見込みの考え方	- 多様化する就労形態や保育需要の高まりを背景に、本事業の利用人数の伸びは鈍化傾向にあるものの引き続き増加するものとして見込みます。 - 平成31年度の月間実利用見込み人数をもとに、実績を踏まえた延長保育の利用伸び率の平均値を乗じて利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育の実施施設の拡充を推進します。

(単位：月間実利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	9,375	9,832	10,320	10,868	11,424	-
確保方策	9,375	9,832	10,320	10,868	11,424	9,105

(8) 放課後児童健全育成事業

量の見込みの考え方	- 多様化する就労形態や共働き世帯の増加に伴い、本事業の利用人数は増加するものと見込みます。 - 小学校長期推計の在籍児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに、わくわくプラザ事業であわせて実施している放課後児童健全育成事業の年度当初の「対象児童の数」を見込みます。
確保方策の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業を実施しながら、職員の質の向上を図ります。

(新たに学年ごとの量を設定)

(単位：対象児童の数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成31 (2019)実績
量の見込み	8,696	9,136	9,606	10,024	10,422	-
小学校1年生	3,596	3,782	3,974	4,142	4,309	-
小学校2年生	2,651	2,787	2,932	3,066	3,187	-
小学校3年生	1,581	1,650	1,726	1,807	1,872	-
小学校4年生	590	621	658	678	716	-
小学校5年生	202	218	232	241	250	-
小学校6年生	76	78	84	90	88	-
確保方策	8,696	9,136	9,606	10,024	10,422	8,266

(9) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

量の見込みの考え方	- 本事業の主な利用者は、就学前児童のうち、幼稚園や保育所等の施設を利用しない在宅の子育て家庭ですが、その割合は、減少傾向が見込まれます。一方で、身近な地域における子育て相談・援助への需要は継続するものと考え、広報強化や地域バランスの改善による利用促進を加味して量を見込みます。 - 就学前推計児童数と教育・保育の量の見込みから在宅推計児童数を算出します。在宅推計児童数に対する新規利用者数を利用実績と利用促進を加味して推計し、推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	リーフレットなどによる施設の周知等、利用者数の増加に向けた広報の強化とともに、施設の利便性や狭小等を考慮しながら必要に応じて地域バランスの改善に向けた検討を行います。あわせて、保育・子育て総合支援センターやこども文化センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位：年間延べ利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	222,177	224,664	208,293	199,373	190,969	-
確保方策	222,177	224,664	208,293	199,373	190,969	246,133

(10) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

量の見込みの考え方	- 就労形態等、保育ニーズの多様化を背景に、本事業の利用人数は増加するものと見込みます。 - 利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	- 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 - 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

(単位：年間延べ利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	260,827	268,785	272,499	280,462	290,481	-
確保方策	260,827	268,785	272,499	280,462	290,481	223,755

(11) 一時預かり事業（保育所における一時預かり）

量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29年度実績をピークに減少傾向に転じており、平成31年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和2年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化や、民間保育所における利用状況の分析を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

(単位：年間延べ利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	108,957	107,546	106,158	105,246	104,870	-
確保方策	108,957	107,546	106,158	105,246	104,870	120,889

(12) ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備、幼稚園や保育所における一時預かりや民間の類似サービスの充実等により、本事業の利用者は、近年減少傾向が続いていますが、過去の実績とマッチングの強化による利用促進を加味して、就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位：年間延べ利用人数)

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	平成30 (2018)実績
量の見込み	14,675	14,756	14,581	14,468	14,428	-
確保方策	14,675	14,756	14,581	14,468	14,428	13,906

「川崎市総合計画第2期実施計画」における施策の成果指標の進行管理上の取扱い

「ふれあい子育てサポートセンターの利用者数」について、「川崎市総合計画第2期実施計画」において施策の成果指標として設定しているところであり、第2期実施計画の進行管理においては、現行の目標値とあわせて、本計画で新たに設定した数値も活用し、評価を行うこととします。

○「川崎市総合計画第2期実施計画」(P181)との関係

名称 (指標の出典)	計画策定時 (ふれあい子育てサポートセンターの利用率) (平成26年度)	現 状 (平成26年度)	第1期実施計画 における目標値 (平成29年度)	第2期実施計画 における目標値 (令和3年度)	第3期実施計画 における目標値 (令和7年度)
	15,605人 (平成26年度)	15,596人 (平成26年度)	16,300人以上 (平成29年度)	16,600人以上 (令和3年度)	16,600人以上 (令和7年度)

本計画
14,756人以上
(令和3年度)

【本計画における算出の考え方】

「子ども・若者未来応援プラン」(平成30年3月策定)においては、「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計」(平成29年5月)及び過去の就学前児童数実績を踏まえ、令和2年度まで就学前児童数が増加するものと見込んでいたが、実績値は平成28年度をピークに減少傾向が続いており、今回の改定で行った令和3年度の推計数は78,723人と、元々の推計で見込んでいた同年度の推計数82,901人を大きく下回っています。

また、ふれあい子育てサポートセンター事業については、認可保育所等の新設整備、幼稚園や保育所における一時預かりや民間の類似サービスの充実等、保育環境の整備が進んできたことにより、本事業の利用率は近年減少傾向が続いています。本計画においては、これらの最新の状況を基礎として、就学前児童数と延べ利用人数との比率の低い区におけるマッチング強化や、子育てヘルパー会員増に向けた取組による利用促進を加味して、延べ利用人数を算出しました。